

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成25年6月3日(月)午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

第3 出席者

(委員)五十音順,敬称略

岩田真,延命政之,小野明男,加藤修司,亀井観一郎,酒井徹,水地啓子,瀬古宜春,高橋隆男,寺島隆之,中田和之,西村則夫,松野勉

(事務担当者)

家事首席書記官,少年首席書記官,事務局長,総務課長,総務課課長補佐

(オブザーバー)

武内大徳弁護士,山崎健一弁護士,少年次席家庭裁判所調査官,少年次席書記官,少年訟廷管理官

第4 テーマ

少年事件手続における被害者配慮制度

第5 議事(以下,委員,裁判所委員,オブザーバー及び事務担当者)

1 裁判所委員から,テーマの趣旨等について,次のとおり説明

平成12年に少年法が改正され,被害者配慮制度が導入された。その後,平成19年,平成20年にも少年法が改正され,現行の制度となった。それから今日まで,家庭裁判所として運用に工夫を重ねてきたが,なお改善すべき点がないか,委員の皆様から意見をいただき,今後の運用に生かしたい。

2 少年首席書記官から,少年審判手続及び被害者配慮制度の概要について,別紙1のとおり説明

3 少年次席家庭裁判所調査官から,被害者配慮制度に関する運用上の工夫等について,別紙2のとおり説明

4 被害者側の代理人として少年審判に関わった経験等について,オブザーバーである弁護士からレジュメ(別紙3)に沿って次のとおり報告があった。

まず,事件記録の閲覧謄写の制度についてであるが,少年の住所は開示されても,親権者の住所氏名等は開示されないのが比較的多い運用であるように感じる。記録の閲覧謄写には,事件の情報を知りたいというだけでなく,今後,損害賠償請求をする際に必要な事項を調査したいというニーズも含まれていることが少なくない。重大な事件であるほど,少年自身の資力では被害弁償に対応できないのが実情であり,被害者側としては,親権者等に対する責任追及のために必要な情報を得たい。少年の健全育成が少年法の趣旨であり,少年のプライバシーはできる限り守られなければな

らないという原則は承知しているが、家庭裁判所には、事案に応じた弾力的な運用をお願いしたい。

次に、被害者等の意見聴取についてであるが、少年法にその方法等の定めはない。しかし、この点については、被害者の希望や事案の性質に即して、適切な運用がなされていると承知している。意見聴取に関して、被害者の方から家庭裁判所に対する不満や苦情を聞いたことはなく、横浜家庭裁判所の場合には、被害者の希望に応じて、意見聴取の際に、弁護士や県警察の支援員等の付添いが弾力的に認められていると伺っている。私が知る限り、他庁で付添いがここまで幅広く認められているケースはないと聞いており、このような工夫は高く評価できる。

審判状況の説明や審判の結果通知の制度については、いずれも、審判期日後に説明を受ける、ないし結果の通知を受けるという制度になっている。しかし、傷害や性犯罪といった審判傍聴の対象とならない事件の被害者は、審判手続に直接的に関与することができず、不安や強い疎外感を抱いているというのが実情かと思う。そこで、手続には関与できないにしても、審判がいつ行われるのかということについては裁判所から回答するなど、被害者側への何らかの配慮をいただきたい。

審判傍聴の制度については、その許可は裁判所の裁量となっているが、横浜家庭裁判所において、傍聴を許可されるべきものが許可されなかったという事件は把握しておらず、被害者や遺族の意向に配慮した積極的な運用がなされていると思っている。ただ、許可された場合の取扱いについて、2点意見を述べたい。1点目は、一般に、被害者や遺族が傍聴のために審判廷に入廷する際、金属探知機を用いた所持品検査が実施されているが、強い屈辱を感じた方が少なくない。不測の事態を回避する必要性は理解できるが、より制限的でない、ほかの方法が考えられないか。また、所持品検査をする理由については、裁判所から丁寧な説明をお願いしたい。2点目は、審判傍聴の際には、所持品の多くをロッカーに預けるよう指示があるが、筆記用具等の持込みを禁じる理由は乏しいと考えるため、弾力的な配慮をお願いしたい。

なお、被害者配慮制度を利用するに当たって、被害者自身は、法律的な知識が十分でないことも少なくなく、弁護士が代理人になることによって、必要な説明を補うことができ、円滑な審判の進行に資することができると考えている。神奈川県の場合、条例に基づき、犯罪被害者が2回まで無料で弁護士の相談を受けられる仕組みが確立しており、犯罪被害者サポートステーションという相談窓口を通して利用できるのも、家庭裁判所において被害者配慮制度の説明をする際には、サポートステーションの案内を行っていただき、被害者が積極的に活用できるようにしていただきたい。

- 5 少年の付添人として少年審判に関わった経験等について、弁護士であるオブザーバーから、レジюме（別紙4）に沿って次のとおり報告があった。

付添人は、可能な限り被害者の方に面会し、被害の実情や被害感情を把握して、被害者の方の思いを少年や保護者にしっかりと認識させることが重要な活動であると考えている。その上で、少年側に意向があれば、被害者の方に謝罪し、被害弁償等の話に入る活動もしている。そうした活動の中で、少年が非行に至った動機や背景を被害者の方に説明する場面もある。さらには、少年が社会に復帰する時には、例えば通学先や住居が被害者の方やその家族と近い場合には、距離を離すことを含めて、生活環

境の調整を行うこともある。このような活動の中で、考えたことを申し上げたい。

少年審判は、少年の健全育成を目的とする非常に教育的色彩の強い手続である。審判の進行も懇切を旨として和やかに行うことが必要で、その中で内省を促すことが求められている。なかなか自分の考えを言葉にできない少年に、まずは審判廷で十分に語らせるよう働きかけを行うことが、非常に重要な教育的機能であると感じている。また、扱われる情報は、少年のプライバシーに深くかかわり、出生の秘密や性的な犯罪被害の経歴等が問題になる場合もあるため、それらの情報がしっかり守秘されるということが非常に重要である。さらに、少年審判の特徴の1つは事件から間もないというところであり、少年の側も、まだその重い事件の結果を受け入れられず、精神的な動揺がおさまっていないケースがある。このような観点から、被害者配慮制度の運用について、付添人側から何点かお願いしたい。

付添人は、裁判所に様々な意見書を提出するが、記録の閲覧謄写を被害者側に認める場合に、それらが通常の記録と同じように開示されると、それらをそのまま被害者の方が読まれたときにどのように受け止められるかという懸念が発生し、意見書に書ける内容が非常に限定されてくる。その点への配慮を十分お願いしたいと思っている。

次に、審判の傍聴制度については、被害者がいる審判廷では、少年が委縮してしゃべれなくなるのではないかと、裁判官も少年に対する教育的働きかけが難しくなるのではないかとといった懸念が示されつつ、この制度ができたという経緯がある。そこで、付添人を経験した弁護士の受け止め方という意味で、レジュメに別紙として犯罪被害者等からの聞き取り調査等の結果・まとめを添付した。これは、日本弁護士連合会が各地の弁護士からアンケート、あるいは直接聴取したものである。この調査結果を踏まえると、傍聴制度は、当該少年や被害者の方の状況を慎重に見極めて進めていく必要がある制度であると思う。傍聴の許可は裁判所の判断に委ねられているが、少年の健全育成に照らし、条文上も慎重に配慮するよう求められており、その判断は、ぜひ付添人の意見等も踏まえて、慎重に行っていただきたい。また、傍聴を認める事案では、例えば少年のプライバシーに深くかかわる部分では、被害者の方に一時退席していただくといったような審判の進め方の配慮も、ぜひ検討していただきたい。さらに、審判傍聴の中で被害者の方の意見聴取がなされる場合、被害者の方が少年の面前で直接意見を述べることになるため、非常に激しい意見を間近で述べられ、少年が精神的な変調を来したというケースも報告されている。因果関係が不明なところはあるが、そういったことも起こりうることを踏まえて、被害者の方の意見をどういう形で聴取することが望ましいのか、裁判所でよく御検討いただき、慎重に進めていただきたい。

最後に、被害者側に代理人弁護士がつくことは、少年側の付添人弁護士にとっても非常にありがたい。代理人は手続のことをよく踏まえた上で、被害者側の意向を十分に手続に反映しようと活動されていることから、付添人弁護士としても、被害者側の代理人の方々と連携しながら、より良い審判になるようにしていきたいと思っている。弁護士会としては、被害者の方にも国の費用で弁護士を付ける制度を提言している。

6 意見交換

幼児教育やいじめ暴力反対ネットワークに携わっている者として、一生懸命子どもを育てている保護者の気持ちを思うと、19歳という大学生に該当するような年齢の

少年も少年法により審判されるようだが、事件を起こした少年は、行為の結果を生涯かけて負っていくべきあるというのが一般的な市民感情と思う。

報道関係の立場から3点質問する。

1点目は、裁判所の説明で、事件記録の閲覧謄写により知り得た事件記録の内容を正当な理由がないのに漏らしてはならないとあったが、例えばメディアに流すことはどうなのか。少年の健全育成が最優先であることを尊重した上で、社会が事件から酌むべきものがあるから報道したいという動機はどう判断されるのか。2点目は、審判傍聴でマスコミ対応があるという説明があったが、どのような対応をされるのか。3点目は、先ほど弁護士の方が報告されていたが、傍聴者が筆記用具を持って入れない理由を教えていただきたい。

閲覧謄写で得た情報をメディアに流すことについては、少年法61条に少年手続の非公開の根本原則が規定されており、どの場合にも少年の健全育成という根本原則に立ち返って判断する必要がある。被害者配慮制度は、被害に遭った被害者の方に事実をお伝えするが、少年法の基本理念からは、それを世間一般に広げる、あるいはマスコミを通じて世間一般に広がっていくことは予定していないと考える。

少年事件の取材については、当職が当庁に着任してからの経験では被害者傍聴に関して取材を受けたことはない。

ただ、重大事件等については、新聞記者の方々から総務課に取材をいただく場合がある。その場合には、少年事件については非公開が原則になっているので、氏名や年齢等の個人の特定につながるようなことはお答えしていないが、観護措置決定がされたことや審判結果について、決定後に回答する場合はある。

審判廷への筆記用具の持込みについては、当庁では要請があれば一貫して認めている。ただし、私物の筆記用具ではなく、裁判所で用意しているメモ用紙1冊と鉛筆を持って入廷していただいている。

神奈川県では被害者の方が2回まで弁護士に無料で相談できるという話があったが、制度内容や利用状況について、もう少し説明していただきたい。

犯罪被害者等支援条例に基づき、横浜駅西口にある神奈川県民センターの中に「犯罪被害者サポートステーション」が開設されている。相談担当として、弁護士が現在約200名登録している。

ここでは、少年事件に限らず、犯罪被害者から弁護士の法律相談の申込みがあった場合に、県から弁護士会へ弁護士のあっせん依頼が提出される。弁護士会では、事案に応じて、適切な弁護士を担当させ、サポートステーション、弁護士事務所又は被害者の方の自宅で法律相談を実施している。法律相談費用は、2回目までは県が弁護士に支払うので、被害者の方に費用負担は発生しない。この制度を利用するに当たっては、国選被害者参加弁護士等のような資力に乏しいことという条件がないため、広く使い勝手のよい制度になっていると思う。ただ、県の条例に基づく制度であることから、被害者あるいは御遺族が県民であることが要件となる。

サポートステーションが開設されて3～4年ぐらいになるが、年間70件から90件程度の相談を受けている。その多くは重大事件であるので、単に相談に終わらず、その後、弁護士が受任をするケースが多いと思う。

私の知る限り、全国で神奈川県だけの独自の制度であり、被害者遺族の方からも非常に感謝されることの多い制度なので、ぜひ積極的に活用していただきたい。

被害者等の意見聴取の際、直接的な発言を狭い審判廷の中で少年が聞くことに驚いた。少年が精神的に変調を来したという報告もあったが、相当厳しい言葉を言われたような場合に、少年に対して、その後、精神的な支援等をする仕組みはあるのか。

審判のときに、少年が峻烈な被害者感情に接したときには、調査官から少年鑑別所等の関係機関に対して、審判の状況や少年の様子を情報提供している。その結果、その後の矯正教育の中で、その情報も踏まえて教育を進めてもらえると思う。

最近の子育てが困難な環境で子育てをされている保護者が、被害者の親や親族になった場合には、生涯そのことを忘れることができないと思われる。少年は、被害者の思いや言葉が厳しくとも、しっかり受け止め、内省を深めていくべきであり、そのように少年を導くことと少年の人権保護は、決して矛盾しないと思う。

被害者配慮制度は、少年への影響や効果を意識し、健全育成に結びつけていくことが大切であるので、被害者配慮制度を少年にどう理解させるのかが大事であると思う。

私の勤める施設は、触法やぐ犯行為を起こした子どもを預かっている。触法行為等には相手方がいるので、その相手方のことをきちんと考えるよう子どもたちに働きかけている。その際には、「こういう迷惑をかけたからいけない。」という説明ではなく、「あなたの行為によって、どういうふうに相手方が傷ついたのか。」と子ども自身が気付くような関わりをしている。

少年自身に気付かせ、考えさせるという観点を持って関わっていくことが、被害者配慮制度の中でとても重要なことであると感じた。

第6 次回テーマについて
新家事手続法施行後の家事調停について

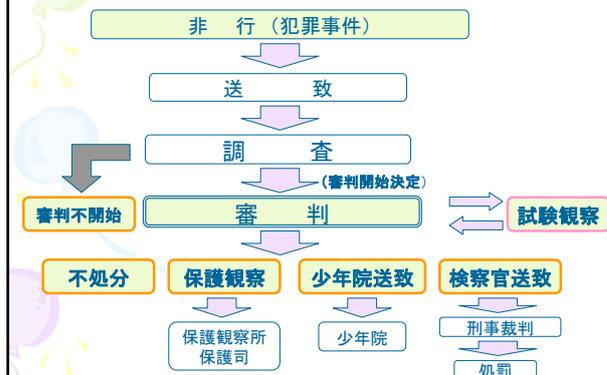
第7 次回期日について
平成25年12月3日(火)午後1時30分より
横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

平25. 6. 3 家裁委員会

被害者配慮制度について

横浜家庭裁判所

少年審判手続の流れ



被害を受けた方への制度

- 事件記録の閲覧・コピー (12年・20年改正)
- 意見陳述 (12年・20年改正)
- 審判結果等の通知 (12年改正)
- 審判傍聴 (20年改正)
- 審判状況説明 (20年改正)

事件記録の閲覧・コピー

事件記録は見られるの？

Q いつ申出ができるの？

A 審判手続が開始された後

Q 無条件で見ることができるの？

A 見たり、コピーをとる理由が正当でないと認められる場合や少年の健全な育成に対する影響などを考慮すると許可することができないと認められた場合は見ることやコピーをとることはできません

Q 約束ごとはあるの？

A 正当な理由がないのに内容を漏らしてはいけません

意見陳述

Q 誰が意見陳述できるの？

意見陳述がしたい

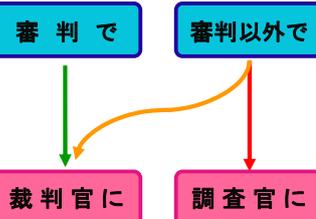


- 被害を受けた方
- 被害を受けた方の法定代理人
- 被害を受けた方が亡くなっていたり重い病気やけがをされている場合
被害を受けた方の
 - 配偶者
 - 直系の親族(被害者の親や子供など)
 - 兄弟姉妹

意見陳述

Q どのような方法があるの？

いつ意見陳述ができるのかな？



審判状況説明

審判状況説明って？

少年審判の状況を説明してもらえる制度だよ



審判結果等の通知

処分がどうなったのか知りたい

Q どのような内容を通知してもらえるの？

- ① 少年とその法定代理人の氏名・住居
- ② 決定の年月日
- ③ 決定の主文
- ④ 決定の理由の要旨



審判非公開の原則とその例外

■ 審判非公開の原則

少年の健全育成を期するため

- 適正な処遇選択を図る必要のため、少年等関係者のプライバシーや内面に關わる情報を幅広く収集する
- 内省を深める必要のため、少年の心情の安定に配慮しながら内面に深く立ち入って問題点を指摘し、教育的な働きかけをする

■ 一定の重大事件の被害者等の審判の公開

- 犯罪被害者等基本法の制定(平成16年12月)
- 平成20年12月から殺人等一定の重大な事件の被害者等に審判の傍聴を認める

審判傍聴

Q どんな事件を傍聴できるの？

- 故意の犯罪
- 交通事故(自動車運転過失致死傷)などによって

被害を受けた方が

- 亡くなった場合
- 生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合



審判傍聴

Q 誰が申出をすることができるの？

■ 被害を受けた方が亡くなった場合

- 配偶者
- 直系親族(親や子供など)
- 兄弟姉妹

■ 生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- 被害を受けた方
- 法定代理人
- 被害者が重いけがにより傍聴することが難しい場合は、配偶者・直系親族・兄弟姉妹

別紙 2

被害者配慮制度に関する運用上の工夫

1 被害者の方に対応する際、配慮すべきこと

被害者の方の負担の軽減 被害者の方が再び傷付くリスクの軽減

2 ハード面の工夫

被害者対応用面接室の設置（審判傍聴の際の控え室としても使用）

特徴... 通常の面接室より面積が広い。

柔らかい雰囲気（絵画，観葉植物，ラウンドテーブル，カーペット敷き）

3 ソフト面の工夫

- (1) 担当者以外でも被害者の方からの連絡に対応できる態勢を作る（職員間の情報共有）
- (2) 被害者の方には、原則、口頭で丁寧に制度説明等を行う。
- (3) 被害者の方に通知書等を送る際は、各職種の送付書面を可能な限りまとめて送る。
- (4) 審判傍聴事件では、原則として、調査官が被害者の方と面接を行うが、面接場所及び日程は、被害者の方の負担を考慮して調整する。
- (5) (4)の面接時には、書記官が被害者の方に対して審判手続の流れ等を説明し、実際に審判廷にも案内して、少年審判のイメージを持ってもらい、不安を軽減する。
- (6) 被害者の方との面接時には、被害者の方の意向を尊重し、少年や保護者に伝えてほしくない部分とぜひ伝えてほしい部分を確認する。
- (7) 審判傍聴当日は、次のような工夫をする。

被害者側と少年側の動線が重ならないようにする。

面識がある職員が被害者の方を玄関等で出迎え、退庁時まで同じ職員が担当する。

傍聴中は、被害者の方の席の近くに面識がある調査官が待機し、被害者の方が発言したいときなどには速やかに対応できるようにする。

被害者の方の急な体調不良等に備え、傍聴中は医務室技官（医師又は看護師）を庁内待機させる。

被害者の方と少年が直接対面しない方がよい場合は、審判廷をパーティションで仕切る。

傍聴後は、控え室等でクールダウンの時間を設け、職員が被害者の方からの質問等に答える。

4 少年側への対応における工夫

調査官による調査時に、少年に対し、審判傍聴の可能性のあることを理解させ、審判廷の見取り図を示すなどして、少年が審判の具体的なイメージを持てるようにする。

平成 25 年 6 月 3 日

被害者代理人から見た少年事件における被害者配慮制度

弁護士 武 内 大 徳

1 記録の閲覧・謄写について

【現状】

- 被害者や遺族は、損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合には、少年事件の記録の閲覧・謄写を申し出ることができる（少年法 5 条の 2）。

少年の住所・本籍や、親権者の住所・氏名等はマスキングされるのが一般的。

【問題点】

- 重大事件であるほど、少年自身の資力では被害弁償に対応できない。被害者や遺族としては、親権者や雇用主等の責任も追及したいところ、権利行使のために必要な情報の取得が困難。

2 被害者等の意見聴取

【現状】

- 被害者や遺族は、その心情や意見を述べるために、家庭裁判所に対して意見の陳述を申し出ることができる（少年法 9 条の 2）。

どのような方法で行うか、付添いは可能か等について、明文の定めがない。

【評価すべき点】

- 聴取の方法については、審判の場で裁判官に対して行う、審判以外の場で裁判官または家庭裁判所調査官に対して行うといった形式で、被害者の希望や事案の性質に即して適切な運用がなされている。また、横浜家裁の場合、被害者の希望に応じて、弁護士や県警の支援員による付添いが弾力的に認められており、高く評価できる。

3 審判期日の通知について

【現状】

- 被害者や遺族は、家庭裁判所に対し、少年の氏名や審判の結果などの通知を受けることを申し出ることができる（少年法 31 条の 2）。

通知を受けるのは審判期日後であり、事前に期日を知ることができない。

【問題点】

- ・ 傷害や性犯罪等、審判傍聴の対象とならない事件の被害者は、審判手続に参与することができず、強い疎外感を抱いている。手続に参与することはできないとしても、審判をいつ行うかくらいは、被害者の申し出に応じて回答してもよいのではないか。

4 審判傍聴について

(1) 傍聴の許否

【現状】

- ・ 一定の重大事件の被害者及び遺族は、裁判所の許可を得て、審判期日における審判を傍聴することができる（少年法22条の4）。

どの事件で許可するかは裁判所の裁量、不服申立もできない。

【評価すべき点】

- ・ 最高裁判所の統計資料等によっても、大多数の事件で傍聴の申し出は許可されており、積極的な運用状況がうかがえる。横浜家裁の事案についても、傍聴の許否が不適切であったと思われる事件は把握していない。

(2) 所持品検査

【現状】

- ・ 一般に、被害者等が傍聴のために審判廷へ入廷する際、金属探知器を用いた所持品検査が実施されている。

【問題点】

- ・ 所持品検査によって被害者遺族が受ける屈辱感は大きい。審判廷が狭く、不測の事態を回避すべき必要性が高いとしても、成人の刑事事件との差異は著しい。より制限的でない他の方法も考慮すべき。また、被害者等への十分な説明を。

(3) メモの禁止

【現状】

- ・ 傍聴に際し、事件記録や筆記用具を審判廷へ持ち込むことが禁じられる。

【問題点】

- ・ 事件の内容や審判の進行を知りたいという被害者等の要望に、十分に答えることができない。傍聴を許可した事件について、記録の持ち込みやメモを禁じる理由はない。

以上

少年の付添人から見た少年事件における被害者配慮制度

2013年6月3日

弁護士 山崎 健一

少年の特徴

- ・精神的な未熟さ、生育歴・被害体験や環境の影響、精神疾患・発達障害など

付添人活動と犯罪被害者

- ・被害の実情や被害感情の把握、謝罪・被害弁償、生活環境の調整など
少年・保護者へのフィードバック（被害を理解し、内省を深める働き掛け）

少年審判の特徴

- ・審判手続における保護・教育的配慮 「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」（22条1項）
- ・プライバシーに深く関わる情報を取扱う 「審判は、これを公開しない。」（同条2項）
- ・事件から間もない時期に開かれ、審判廷も狭い

被害者配慮制度について

記録の閲覧謄写

- ・付添人意見書の取扱い cf:法律記録と社会記録

審判の傍聴

別紙：日弁連「聞き取り調査等の結果・まとめ」

- ・傍聴を許可するか否かの判断について
- ・被害者等が傍聴する場合の審判運営について（一時退席の活用など）
- ・審判における被害者等の意見聴取のあり方について

以上

別紙

「犯罪被害者等の少年審判傍聴」聞き取り調査等の結果・まとめ

○回答件数：51件（2011年5月末時点）

○傍聴の許否に関する付添人の意見

- ・傍聴を許すべきでない：25
- ・しかるべく、特に意見なし：17
- ・傍聴を許すべきである：12

※1件で複数の傍聴申出があり、申出者毎に異なる意見を述べた件があることから、総数は回答件数を上回る。

○付添人の意見の理由（主なもの）

●「許すべきでない」としたもの

- ・少年が動機や被害者との関係について話しにくくなり、十分な審理ができない。
- ・事件から間もなく、遺族感情も強い。少年が萎縮して審判が円滑にできないおそれ。
- ・少年に障害があり、事件後の精神的動揺も大きく、保安上のトラブルが生じたり、健全育成を害するおそれがある。
- ・少年が年少であり、健全育成が害されるおそれ。被害者と少年が友人。
- ・被害者両親の対応と少年の年齢からみて不相当と判断。
- ・既に公判を経て遺族も毎回傍聴していた。少年にとっての心理的負担が想像以上。

※「仮に許可する場合には」として、入廷時の配慮や一部退席を求めたものあり。

●「しかるべく」としたもの

- ・少年・保護者に相談したところ、特に異議がなかった。
- ・傍聴申出者は少年に同情的、宥恕の念を示していた。
- ・少年が年長。審判廷できちんと反省と謝罪の気持ちを伝えたかった。

●「許すべきである」としたもの

- ・被害者と事前に接触した状況から、弊害はなく、教育効果が期待できると判断。
- ・少年が遺族に謝罪している態度や人格を示す必要があると判断。
- ・被害者の心情や示談交渉への影響に配慮。少年に重大性を自覚してもらうため。

○傍聴の許否に関する裁判所の判断

- ・傍聴許可：49
- ・傍聴不許可：3

※1件で複数回審判期日が開かれ、期日毎に許可・不許可とされた件があることから、総数は回答件数を上回る。

○傍聴者および付添者の数

- ・傍聴者1名：8
- ・傍聴者1名と付添者1名：3
- ・傍聴者3名と付添者2名：1
- ・傍聴者2名：9
- ・傍聴者1名と付添者2名：1
- ・傍聴者4名と付添者4名：1
- ・傍聴者3名：6
- ・傍聴者2名と付添者1名：6
- ・回答なし、不明：9
- ・傍聴者4名：1
- ・傍聴者3名と付添者1名：4

○被害者等が傍聴した審理の範囲

- ・審判期日全部：36
- ・審判期日の一部：8（少年の生育歴等に関する審理部分等で被害者等を一部退席）
- ・回答なし、不明：5

○被害者等の意見聴取

●意見の内容（主なもの）

- ・生前の被害者の様子。事件後に遺族がどれだけ苦しい思いをしているか。
- ・極刑にして欲しい。厳しい処分を求める。とても人間のすることとは思えない。
- ・死んだ被害者と同じ苦しみを味わって、死んで欲しい。
- ・本当は少年を今すぐ殺したい。更生するとは思わない。くずであり、悪魔であるから、幸せになることは許さない。
- ・被害者の少年に対する態度に問題があった。寛大な処分をお願いしたい。
- ・少年を宥恕し、今後に期待する。
- ・何故このようなことになったか。親の責任は。
- ・犯行態様が異なる。「記憶がない」というのは事件に向き合っていないのでは。

※被害者の厳しい意見を聞いた少年が審判後に心身の変調を来した、という事例がある。

●聴取の方法に関して

- ・事前に提出されていた意見書を読み上げる形で行われた。
- ・少年を審判廷から退出させて意見聴取が行われた。
- ・遺族を裁判官と書記官の間に移動させたうえで意見聴取した。

○付添人の感想等（主なものを項目ごとにまとめた）

●傍聴に消極的な意見

- ・代理人でも緊張する。少年にとっての影響は大きい。もともと口べたな少年だったが、緊張してうまく話せなくなってしまった。特に、被害者側の問題や事件の動機などにつき、遺族が傍聴している前では少年が萎縮をせずに話すことはできず、真相を明らかにすることが期待できない。
- ・裁判官の質問が、被害者側を意識しすぎており、教育的機能上問題を感じた。少年が罪を犯したという観点が強調された審判になったように思える。プライバシーの問題を気にしてか、通常ならばするであろう踏み込んだ質問をしなかった。
- ・プライバシー情報の流出が気になった。少年の性格検査の内容を踏まえた調査官の意見まで知られてしまい、問題があった。
- ・審判の限られた時間のなかで、意見聴取に多くの時間を割かれてしまった。
- ・少年には期待したほど内省の深まりが見られなかった。
- ・今回の件ではトラブルはなかったが、被害者の処罰感情が激しい事案や、少年と被害者の主張に対立がある場合などでは、審判運営が非常に難しいだろうと感じた。
- ・被害者の気持ちを少年には知って欲しいが、少年が衝撃を受けすぎると、その後の更生に影響しないかと心配にも思った。事件後まもない時期に被害者傍聴を認めることは、少年にとってマイナスに働く可能性があり、賛成できない。少年が被害者の声を聞くことにはよい面もあるが、審判の場でやるべきことではないのではないか。
- ・逆送が明らかな事件で傍聴を認める必要があるか。被害者側は公判でも傍聴が可能。成人との共犯事件では、少年だけが事件から間もない時期に被害者側と接触する機会になり、公判も含めて複数回意見聴取（陳述）がされるのは、制度上問題。
- ・裁判所全体が物々しい雰囲気だった。少年審判の目的を損ねかねない。

●傍聴に積極的な意見

- ・事件について「知りたい」という被害者の希望は、ある程度充たされたのではないか。
- ・少年が事件の重大さを実感するうえでは良かった。少年の内省が深まったと思う。
- ・被害者等に対して少年の反省の気持ちや態度を伝えることができて良かった。
- ・遺族から励ましの言葉をかけられ、人の温かさを感じたのではないか。
- ・裁判官は、被害者が傍聴する中でも、少年に立ち直りを求め丁寧に語りかけていた。